

2022（令和4）年11月14日

大阪市長 松井 一郎様

大阪公害患者の会連合会  
会長 角 田 隼 人

## 大気環境基準の達成と大気汚染の常時監視に関わる要望書

11月1日、令和4年8月10日付の大阪市長宛の要望書に基づき貴職（環境局環境管理課）との協議を行いました。大気汚染の“見張り番”として長年役割を果たしてきた一般大気測定局の廃止をめぐる問題で貴職は、「昭和40年代からの配置の経緯や大気環境の改善を踏まえつつ、必要な見直しをした」「大気汚染常時監視網の再構築」にあたっては「有識者による検討も行なった」として、気管支ぜん息などの公害病で苦しむ私たち患者はもとより市民に何も知らせないまま4つの測定局を廃止したことを正当化しました。

詳しい説明を求めても貴職は、「事前の話し合いもパブコメもやる予定がなかった」「情報公開についてはその都度判断する。必ずするとは約束できない」「事前に説明しなかったことは問題ないという判断だ」と開き直りとも取れる発言を重ねました。貴職のこうした対応は、立場や意見の違いはあっても真摯に協議を重ねてきた信頼関係を損ねるものです。

大気汚染の常時監視は、「継続的に大気汚染に係る測定を実施することにより、地域における大気汚染状況、発生源の状況及び高濃度地域の把握、汚染防止対策の効果の把握等を行うとともに、全国的な汚染動向、汚染に関わる経年変化等を把握し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全のための大気汚染防止対策の基礎資料とすること」を目的としています。

また、大阪市の環境基本計画は大気環境など国の環境基準を達成するとして、「二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）については、環境基準の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値0.04ppm以下をめざす。（国の環境基準を上回る大阪市環境保全目標を設定）」と明記しており、貴職の責任と役割は重大です。

以下の要望事項に回答するとともに早急に協議の場を設けることを求めます。

### <要望項目>

- ① 測定局配置の経緯や大気環境の改善を踏まえて「常時監視網の再構築」をしたというのが大阪市内の全ての一般大気測定局が二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）環境基準上位値0.06ppmを安定的に下回るようになったのは平成16（2004）年、環境基準の改定（1978年）から26年後でした。今回の「再構築」が決められた経緯及び検討の過程を明らかにしてください。
- ② 自動車排ガス局を含む全ての測定局で大阪市環境保全目標（NO<sub>2</sub>:0.04ppm）を達成するための計画と具体的な対策を示してください。
- ③ 令和4年11月1日の協議での貴職の対応は看過できません。信頼関係の再構築に向けた所信をお聞かせください。